

# *IEEJ NEWSLETTER*

*No.102*

2012.3.1 発行

(月 1 回発行)

財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 常務理事 小山 堅

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

## 目次

0. 要旨 — 今月号のポイント
1. 大震災と内外エネルギー情勢
  - ①総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会での議論
  - ②電力システム改革を巡る議論の概要
  - ③省エネルギー部会の概要
2. 最近の LNG 市場動向
3. FIT 制度：ドイツの模索と日本のこれから
4. 国際エネルギー経済学会 (IAEE) 京都会議報告
5. 中国ウォッチング：本格化するガス火力の開発
6. 中東ウォッチング：追い詰められるシリアとイラン

## 0. 要旨 — 今月号のポイント

### 1-① 総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会での議論

エネルギー安全保障に関して、弊所・豊田理事長は、「日本はエネルギー安全保障が脆弱である一方で、それを脅かすリスクは増大している。エネルギー安全保障確保は市場メカニズムでは不十分。原子力のエネルギー安全保障への貢献度は大きい」との意見を表明。

### 1-② 電力システム改革を巡る議論の概要

分散型エネルギーシステムと統合的な電力システム改革が求められているが、世界的にも未だ実現されていない難しい課題。諸外国の取り組みを参照しつつ事実関係に基づくしっかりとした議論を行っていくことが重要。

### 1-③ 省エネルギー部会の概要

電力ピーク対策の評価、住宅・建築物の省エネ適合基準の義務化、建材へのトップランナー基準制度の導入等を内容とする省エネルギー部会の中間とりまとめ(案)が発表された。

## 2. 最近の LNG 市場動向

2011 年の日本の LNG 輸入は数量 12%、総額 38%と大幅に増加。2012-2015 年の世界 LNG 市場見通しは不透明要因が大きい。2011 年に輸出プロジェクト最終投資判断が多数あったが、その着実な実現が長期の需給安定化の鍵となる。

## 3. FIT 制度：ドイツの模索と日本のこれから

ドイツは太陽光発電の買取価格大幅引下げ計画を発表した。適正な買取価格設定は容易でない。7月施行の日本の制度では、適切な導入目標の設定と堅持に合わせて、必要に応じた柔軟な制度設計見直しが重要になる。

## 4. 国際エネルギー経済学会 (IAEE) 京都会議報告

2月20-22日、京都大学で第3回国際エネルギー経済学会 (IAEE) アジア大会が開催された。内外から約180名が参加、主としてアジアのエネルギー問題について議論が行われた。

## 5. 中国ウォッチング：本格化するガス火力の開発

中国政府は電力需給対策のため CHP や CCHP を含むガス火力開発に乗り出した。課題はコスト競争力の向上である。石炭火力売電価格の適正なコスト反映や石炭資源税の引き上げ、炭素税の早期導入などの総合対策が求められる。

## 6. 中東ウォッチング：追い詰められるシリアとイラン

中露の拒否権行使でシリアを巡る国連安保理決議が葬られた後も、シリア情勢は混迷の度合いを深めている。事態の展開は、リビア・カダフィ政権崩壊時と似た様相も示すなど予断は許されない。イランも、英仏向け原油輸出停止などの動きがあり、原油市場への影響も注目される。

## 1. 大震災と内外エネルギー情勢 :

### ① 総合資源エネルギー調査会 基本問題委員会での議論

エネルギー基本計画の見直しを審議している基本問題委員会の第10回会合(2月1日)から第13回会合(2月22日)までが開催された。第10回会合では、原子力発電所の事故原因及び対処策について事故調査・検証委員会などから中間報告があった。第11回では省エネルギー、12回ではエネルギー安全保障、第13回では再生可能エネルギーについて議論が行われた。

第11回は、需要サイド、省エネルギーについて議論が行われた。省エネに関しては、「目標を設定すべき」との声が相次いだ。基準となるベースをどう考えるのが難しいとの意見も表明された。省エネ手法については、義務化、見える化・教育、コストインセンティブ、投資回収の短期化、課税など様々な意見が上がったが、コンセンサス形成には至らなかった。

第12回では、まず、エネルギー供給事業者へのヒアリングが行われた。なかでも電事連に対しては、競争状況、消費者選択の自由、原子力の安全性の担保などに対して質問が相次いだ。電事連会長は、「競争、自由化を進めることに異論はないが、安定供給など市場原理に委ねるのが難しい部分もある。エネルギー政策の中で、国と事業者の役割があると思う」と回答した。その後、弊所理事長を含む6人の委員からエネルギー安全保障についてプレゼンが行われ、自給率、地政学、核抑止力・国防、技術などの論点が挙げられた。エネルギー安全保障問題を考える上では、具体的なリスクとそれへの対応策についてしっかりと議論していくことが重要、との意見も。

エネルギー安全保障に関する豊田委員の発言要旨は以下のとおり。日本はエネルギー安全保障が脆弱である一方で、安全保障を脅かすリスクは増大傾向にある。安全保障の確保は市場メカニズムのみでは不十分であり、R&D・補助導入、資源外交、安全規制等が必要である。低コスト、大量・高密度など原子力の安全保障への貢献度は決して小さくない。

第13回では、再生可能エネルギーについての議論が行われた。「再エネの普及拡大に誰も異論はないが、問題はどこまでいけるか」との論点に対し、「政府の意思が重要」、「目標ではなく、ビジネス化が大事」「地域に適した促進を」「国際競争を考えた戦略が重要」などの意見が出された。このように、まだ個別テーマ毎の議論が行われる状況で、取りまとめに向けた道筋は見えていない。

(計量分析ユニット 需給分析・予測グループ マネジャー 末広 茂)

## 1-② 電力システム改革を巡る議論の概要

電力システム改革専門委員会第1回会合が2月2日に開催され、今後の電気事業制度の在り方の検討が開始された。委員長には伊藤元重教授（東京大学大学院経済学研究科）が就任され、第1回会合では電力システム改革タスクフォースでの論点整理に基づく各委員からの意見が出された。第2回以降はタスクフォースでの論点に従い、①需要サイドの取組の活用について、②供給の多様化、分散型エネルギーの活用について、③競争の促進と広域化について、④総合的な検討、という議題で議論が進められる予定になっている。

第1回の各委員からの意見表明では、概ねタスクフォースの論点整理に反対する意見が出されなかったため、上記の予定は変更されずに討議が進められるものと考えられる。筆者も本専門委員会に委員として参加しており、下記に筆者の発言のポイントを整理したい。

今回の電力システム改革の検討は、これまでエネルギー・環境会議や基本問題委員会等で打ち出されてきた、計画停電リスクの最小化や低廉な電気料金の追及と整合する形での、①電力市場への需要家参加促進、②再生可能エネルギーの利用促進、③化石燃料の有効活用、④原子力発電依存度の見直し、という方向性を実現する分散型エネルギーシステムと整合する電気事業体制のあり方について議論するものである。

しかし、そうした全ての要件を備えた電力システムは世界的に見ても未だ実現されていない。これは従来の電力システム改革が、(a)競争原理の導入、(b)再生可能エネルギー促進、(c)需要家参加を含むスマートグリッド開発という流れで進められた中で、欧州は(b)は進んだが(c)は進んでいないが、米国は(b)は進まず(c)は進んでいるように、(a)に伴う制度選択が(b)と(c)の実現に強く影響している。

分散型エネルギーシステムを考えるにあたっては、従来の集中的電力システムとの間における、効率性・安定供給という観点での役割分担（供給責任も当然これに含まれる）や、官と民の役割分担のあり方が重要である。前者については価格を形成する時点（前日か当日か）や分散型システムの連系要件等がポイントで、後者について再生可能エネルギーを巡る設備形成がポイントであると考えられる。

いずれにしても世界を見れば様々な取り組みが行われてきており、空想や弱い仮説ではなく事実関係に基づくしっかりとした議論が必要であり、必要に応じて資料・客観的データ等を提供していきたい。

（電力石炭ユニット 電力グループマネージャー 小笠原潤一）

## 1-③ 省エネルギー部会の概要

昨年の東日本大震災以降、エネルギー需給の問題の解決策の一つとして、エネルギー需要側での対策、即ち省エネルギーのさらなる推進、の重要性が一層増してきている。昨夏の節電においても、電力利用の全体量 (kWh) の削減と共に、ピーク電力 (kW) の削減が求められた。その結果、一部では過度の節電が経済活動の制約になったり、健康問題等に抵触するほどの「我慢」の必要性にも迫られたりするに至った。

このような状況を鑑み、昨年の 11 月 7 日に総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会が再開され、本年 2 月 13 日までに計 5 回の部会が開催され、その中間とりまとめ (案) が発表された。なお、中間とりまとめ (案) について、2 月 15 日から 2 月 23 日の間、パブリックコメントの募集も実施された。

その中間とりまとめ (案) では、電力ピークへの対策実施に関する評価等についての提案、住宅・建築物の省エネ適合基準の義務化、建材に対するトップランナー基準制度の導入等が施策案として盛り込まれている。

電力ピークへの対策実施に関する評価に関しては、一つの評価方法としてエネルギー消費原単位の算出方法に反映する例が挙げられている。また関連して、電気事業者から需要者に提供する料金メニューの多様化やスマートメーターの導入等についても検討事項としている。

住宅・建築物の省エネ基準適合の義務化に関しては、早期実現に向けたロードマップの作成を最優先としている。また、新築・既築の両方に効果がある建築材料等の省エネ性能の向上が不可欠との観点から、建材のトップランナー制度の導入を求めている。なお、事業者負担の軽減策として提案された、定期報告の簡略化には反対意見も出され、中間とりまとめ (案) にはその旨が記載されている。

なお、省エネ部会には、弊所の豊田理事長が委員として出席している。豊田委員の主な発言は以下のとおりである。現在の日本のおかれている経済状況等を鑑みれば、従来から積極的に省エネルギーの取り組みを進めてきた産業部門へこれ以上の過度な負担をかけると産業の空洞化を起ししかねない。従って、削減ポテンシャルの大きい民生部門を中心に取り組むべきである。中でも、建築物の性能基準は諸外国の基準と比べて緩いものとなっており、性能基準の義務化等の規制と助成の強化が必要であり、建築基準法による対応も検討すべきである。また、基本問題委員会で示された省エネルギー対策では、今回の省エネルギー部会での対策をどこまで織り込んでいるのか、どこからが追加対策であるのか、その定量的評価を明示することが重要である。そのことによって、より明確な省エネルギーへの取り組みを促すこととなる。

(地球環境ユニット 省エネルギーグループ マネージャー 佐々木 宏一)

## 2. 最近の LNG 市場動向

2011 年の日本の LNG 輸入量は、多くの業界関係者の予想通り、貿易統計ベースで 12%の大幅増加となった。数量の増加に加えて、価格上昇が輸入金額の増加幅を拡大した。日本が LNG 購入代金として支払った総額は、2010 年の 3.5 兆円から 2011 年は 4.8 兆円と、38%近い大幅な増加となった。これにより、わが国での LNG 輸入総額が史上初めて、GDP 比 1%を越えた可能性が高い。

この日本の輸入量増加分の最大を担ったのがカタールで、対前年比 400 万トン以上増加の 1200 万トン近くを供給した。また、西アフリカ等の大西洋地域からの供給が、2010 年の約 300 万トンから 2011 年は 470 万トン程度まで大幅に増加した。世界全体の LNG 貿易量は 2.4 億トン程度で、対前年比 8%程度と引き続き際立った大きな成長率を示し、輸出面はカタール、輸入面は日本はじめアジアが牽引した。

2012 年から 2015 年頃までの LNG 市場は、東南アジア等で新規の LNG 輸入市場が登場し、アジアの既存輸入国でも引き続き堅調な需要増加が予想される。一方、この間に稼働開始する新規の LNG 輸出プロジェクトは、2012 年前半の西豪州 Pluto、アンゴラ Angola LNG および、2012-2013 年のアルジェリアの 2 件と比較的少数であることから、需給が逼迫すると見る論者も多い。一方で欧州を中心とする経済危機に伴うエネルギー需要全体の落ち込みの影響は、日本の原子力発電の動向とともに LNG・天然ガス需給バランスの不透明要因となっている。

2011 年は、2015 年以降に稼働開始予定の太平洋地域の LNG 輸出設備の最終投資判断 (FID) 進展の年でもあった。これらのプロジェクトが遅延なく実現されるか否かが長期的な市場安定化の鍵となる。2012 年早々に FID に至った Ichthys プロジェクトも加え、豪州の LNG 生産能力は 2018 年頃までに年間 8000 万トンを超え、世界最大の LNG 輸出国となる可能性が高まった。なお Ichthys は、INPEX がオペレーターで、大半は日本向け供給する「日本製」プロジェクトであるとともに、一部買主がコンソーシアム購入を決め、今後の購入戦略を考える上でもモデルケースとなる。

次世代の新たな LNG 供給源として北米からの LNG 輸出構想が期待されている。その先陣を切る Sabine Pass プロジェクトでは、最近数ヶ月間に年間 1600 万トン分の販売契約を確保し、実現に向けて大きく前進した。この内年間 700 万トン分は、インド、韓国の買主がコミットした。これを契機に、アジア太平洋地域の他プロジェクトも含め、契約価格決定方式に変化が生ずる可能性もある。しかしながら、米国内では LNG 輸出に伴う国内市場への経済的影響、特に価格上昇への懸念から、LNG 輸出反対論も浮上しており、先行きは必ずしも楽観できない。また、将来有望な供給源候補として東アフリカも浮上しており、動向が注目される。

(石油・ガスユニットガスグループ 主任研究員 橋本裕)

### 3. FIT 制度 : ドイツの模索と日本のこれから

2月24日、ドイツ政府は太陽光発電の買取り価格 (Feed-in Tariff : FIT) を大幅に下方修正する計画を発表した。今年1月に改定再生可能エネルギー法 (EEG2012) が施行されて2ヶ月も経たないうちの改定計画発表は、大きな関心を集めた。

ドイツは20年前、「電力供給法 (1991)」において初めて固定価格買取制度を導入し、それを2000年の「再生可能エネルギー法、EEG」に引き継いだ。このEEGはその後の環境変化を反映して、数次にわたる改定が繰り返されている。

改定の主眼は、買取り価格をいかに太陽光パネルの価格低下にマッチさせるか、にある。パネルの価格低下を見越してタリフの逡減率が設定できれば再生可能発電事業者に適正な利潤を確保しつつ、割高な電力買取りの社会的負担を抑制できるはずである。しかし、現実には既定の逡減率ではパネルの市況下落に追いつけず、制度設計は何度も見直しを強いられてきた。ドイツにおけるタリフの逡減率の変遷を見ると、2000年の制度開始当初は年率5%だったものが、2009年改定では9%、更に翌年7月の改定では13%にまで強化された。更に、2012年改定では前年比15%減額されたタリフが出発点になっている。そして今回の見直しでは、タリフを更に20~30%と大幅に減額 (3月から適用) し、そこから年率9%の逡減が続く。

この頻繁な改定が意味するのは、パネルの価格変動を固定的な買取り価格システムで追いかけることの困難さだろう。特に昨今のようにパネルが市況商品化し、価格が製造コストではなく需給バランスで決まるようになると、変化のスピードは速い。昨年は需給バランスの崩れから、多くのパネルメーカーが採算割れの販売を強いられるまでに市況が急落した。このような事態をも想定する制度設計は容易でない。

今年7月に買取制度を導入する日本は、ドイツの経験から何を学べるだろうか。重要なのは、どのような制度設計でも、必要に応じそれを柔軟に見直す姿勢だろう。1月に施行されたルールを2ヵ月後に見直すドイツの例に見るように、「朝令暮改」でも是としなければ市場の変化に対応できない。他方、具体的な導入目標の設定とその堅持も導入政策の成否を左右する。経済的に負担を強いる再生可能エネルギーをなぜ導入するのか、日本にとってどういう意義があるのか、導入目標の数字にはその答えが反映されるはずである。ドイツでの今回の見直し過程で、経済大臣が太陽光パネル導入総量を年間1GWに制限する案を唱えたが、それでは目標である52GW (2020年) が達成できない。最終的に年間3GWを導入の目安とする現行目標が維持されたことは、ドイツの再生可能エネルギー政策にとって非常に重要な決定であった。

FITの運用に正解を出した国はまだない。日本は他国での経験を踏まえつつ、日本の現実に即したスキームを自ら考えるしかない。

(新エネルギー・国際協力支援ユニット 担任・理事 星尚志)

#### 4. 国際エネルギー経済学会 (IAEE) 京都会議報告

国際エネルギー経済学会 (IAEE) と弊所の共催により、第 3 回 IAEE アジア大会が 2 月 20-22 日、京都大学で開催された。内外から約 180 名のエネルギー関連の学者、研究者、ビジネスマン、政府・国際機関関係者、学生が参加した。

初日の全体会議の冒頭、国際エネルギー機関 (IEA) チーフエコノミストの F. ピロール氏は、これからのエネルギー需要の伸びは主として非 OECD 諸国なかんずく中国、インドを中心としたアジアの発展途上国によってもたらされること、主として天然ガスと再生可能エネルギーが需要の伸びを支えること、この地域では自動車保有台数が伸びることによって石油需要も大きく伸びること、福島原発事故の影響による原発の伸び悩みはエネルギー需給、エネルギー経済に重大な影響を与えること、等を指摘した。また、世界全体で見て、2010、2011 年と CO2 排出量が記録的に増大したこと、GDP 単位当たりのエネルギー消費量が、これまで年率 1%ほど低下してきたものが、2 年連続でおよそ 1%ずつ増加したこと、石油輸入額がこれまでの最高だった年とほぼ並ぶ額に達したと指摘した。

インドのエネルギー資源研究所日本代表の R. マリク氏は、非 OECD 諸国のエネルギー需要の増大とエネルギー貧困問題に対処するためには、現在の国際的なエネルギー機関は不十分であり、新たな国際エネルギー秩序が必要と訴えた。弊所の田中伸男・特別顧問 (前 IEA 事務局長) も IEA に中国とインドを加えるべきと提言した。

また、主要エネルギー源毎に、産業界トップから以下のような重要な報告があった。関西電力の八木社長は、福島原発事故後の電力供給体制のあり方について、安全確保を大前提に、経済性、環境性、エネルギー安全保障の “S プラス 3E” が重要であると指摘した。関連して、日立・GE ニュークリアエネジー、AREVA ジャパン、米エネルギー省東京アタッシェから、原子力の重要性を指摘する報告があった。

大阪ガスの尾崎社長は、アジアにおける天然ガスの可能性と重要性を指摘し、アジアにおける天然ガスインフラ構築への期待について述べた。天然ガスの可能性と重要性については、高い関心が全体を通して寄せられ、INPEX、シェブロンインターナショナルガス等の代表から、供給サイドの視点も含め指摘があった。

アジアで最大のエネルギー源である石炭の需給に関連して、中国科学アカデミーのインファン教授などから、将来の石炭有効活用のため CCS 技術開発の重要性を強調する報告があった。再生可能エネルギーについては、メンローエネルギー経済社のシオシャンシ社長がカリフォルニア州の事例を紹介し、導入には政策が重要であると指摘した。以上のように、IAEE 京都会議では、主催地である日本とアジアの視点を中心にした報告と議論が活発に行われた。

(参与 松井賢一)



## 5. 中国ウォッチング：本格化するガス火力の開発

中国では、風力や太陽光などクリーンエネルギー発電が急伸しているが、ガス火力も躍進し始めた。中国電気企業連合会の「2011年全国電力工業統計速報」によると、電力事業者ベースの発電設備容量は10.6億kWで、その内、石炭火力が7.1億kW(全体の66.9%)で、以下水力2.3億kW(21.8%)、風力4,505万kW(4.3%)、ガス火力3,265万kW(3.2%)、石油火力2,614万kW(2.5%)、原子力1,257万kW(1.2%)、太陽光発電214万kW(0.2%)の順となる。一方、発電電力量は4.7兆kWhで、その内、石炭火力が3.7兆kWh(全体の78.2%)で、以下水力6,626億kWh(14.0%)、ガス火力1,048億kWh(2.2%)、石油火力1,014億kWh(2.1%)、原子力874億kWh(1.9%)、風力732億kWh(1.6%)、太陽光発電9億kWhの順となる。ガス火力の比率は2010年と比べて容量と電力量の何れでも0.4ポイント上昇した。

政府は低炭素社会構築の一環として、一次エネルギー消費に占める天然ガスの比率を2010年の4.3%から2015年に7.5%以上に高める第12次5カ年計画案を検討している。実現するには、ガス需要を2010年の1,100億 $m^3$ から2015年に2,300億~2,600億 $m^3$ に増やす必要があり、CHP(熱電併給)やCCHP(冷却・熱電併給)を含むガス火力の拡大が求められる。一方、天候に左右される風力と太陽光発電の急増に伴い、負荷追従に柔軟性を持つ電源の拡充が急務となり、3.11福島原発事故を契機として分散型電源の優位性が認識されるようになった。燃料供給サイドでは、石炭層ガスやシェールガス等非在来型を含む国内開発、中央アジアやミャンマーからのPL輸入、豪州や中東などからのLNG輸入を通じて、2015年までのガス安定供給にも目途が付きつつある。これらの要因が複合してガス火力の開発を後押ししている。

国家発展改革委員会と国家能源局などが昨年10月に、総合利用効率が70%超となるCCHPなどによる天然ガスの分散型利用を加速させる指針を出し、2015年までに10カ所でモデル実験事業の展開と1,000件のプロジェクト建設を、2020年までに設備容量を5,000万kWに拡大する目標を立てた。北京市は同月、市内の既存の4つの石炭CHP火力を2014年までに35万kW×14基のガスCHP火力に転換する計画を公表した。江蘇省も今年2月、3カ所で合計容量240万kWのガス火力の建設を年内に着工すると表明した。都市部や沿海地域中心にガス火力開発は目白押しの状態だ。

課題はコスト競争力の向上である。kWh当たりの売電価格はガス火力が0.57元(北京市PLガス)~0.72元(沿海部LNG)で、石炭火力の0.46元前後より遙かに高い。ガス火力のコア技術の国産化と大規模開発等によるコスト低減を図ると共に、政策的に安く抑えられている石炭火力発電の売電価格の適正なコスト反映や石炭資源税の引き上げ、炭素税の早期導入などの総合対策が必要になる。

(客員研究員、長岡技術科学大学教授 李志東)

## 6. 中東ウォッチング：追い詰められるシリアとイラン

昨年、アラブ諸国を襲った政変の荒波を逃れた保守的なアラブ諸国からも異質な取扱いを受けてきたシリアと、その同盟国とされるイランの両国は、域内外で徐々に追い詰められる事態を迎えている。

シリア政権側の暴力行為に対処するとして、アラブ連盟提案によるアサド大統領退陣勧告を盛り込んだ安保理決議案は、主権侵害であり、軍事介入の容認につながりかねないとして、ロシアと中国の拒否権行使によって葬られた。アサド政権への圧力を強めたいカタールを中心とする湾岸アラブ諸国は、代わって拘束力のない国連総会決議を採択することに成功したものの、分裂を深める安保理は機能しなくなっている。

拒否権行使で批判を浴びた中国は、反体制派「シリア国民評議会」の代表団を受け入れ、ロシアもラブロフ外相をシリアに派遣し善後策を協議、それぞれ落としどころを探っている。アサド大統領は、暴力の自制とともに、新憲法制定に関する国民投票と早期の議会選挙の実施を約束したものの、その言葉を額面通りに受け止める向きは少ない。その間にも、武力衝突が各地で頻発し、加えて、アル・カーイダの犯行と目される爆弾テロが発生するようになっており、治安情勢の流動化が進んでいる。

アラブ連盟派遣による監視団が撤退し、中部ホムスをめぐる衝突が激化する中で、欧米とアラブ諸国を中心とする「フレンズ会合」は、アサド政権に即時停戦の最後通告を出し、反体制勢力の承認と武器供与の検討に入っている。この構図は、リビアのカッターフィ体制崩壊に至った絵模様と似通っており、中露のさらなる反発を招くことになろう。一方、シリアに権益を保有する一部の旧東欧諸国も、EU としての統一行動にアンビバレントな思いを抱いており、ユーロ圏内のソブリン危機に加えて、この問題も地域連合体としての EU 内での亀裂の原因となりかねない。

イランをめぐる危機も深刻化している。IAEA 最新報告書では、着々と進展するイランの技術開発の様子が確認されるとともに、疑惑施設に対するアクセスを認めようとしないイランへの不満が盛り込まれている。懸念を高めるイスラエルは、先制軍事攻撃を公言し、米オバマ政権にも同調を求めているが、事態の混迷を深めかねないだけに慎重姿勢を崩していない。そのイスラエルに自制を促すために、イラン制裁の強化に拍車がかかるという、ねじれた構図が生じている。夏から発効する EU のイラン原油の引取禁止に対して、イランも英仏両国向けの原油輸出を即時停止する等、対抗手段を講じることから、原油市場も神経質な反応を示していくものと思われる。

(中東研究センター長・理事 田中 浩一郎)